

業務委託仕様書

第1章 総則

1. 本仕様書は、南相馬市下水道管渠点検業務委託に適用する。
2. 道路管理者が占用物件の安全性および維持管理状況を適切に確認できるよう、道路法施行規則の一部を改正する省令（令和7年度国土交通省令第84号）に準拠し、道路占用許可の申請時および更新時に必要な安全性の確認点検を実施する。
3. 本業務遂行にあたっては、本仕様書、契約約款に基づき担当者と十分協議のうえ実施すること。
本仕様書に疑義が生じた場合は、南相馬市（以下、「当市」という）と受注者との協議により決定する。
4. 点検実施場所
 - ・場所 南相馬市原町区日の出町 地内外
人孔 280基（別表1 点検箇所一覧の通り）
5. 実施時期及び回数
 - ・実施時期については、担当者と協議の上決定する。また実施回数については各人孔1回とする。
6. 点検内容
 - ・各マンホールに調査用のカメラを挿入し、以下の点を確認し、現況を撮影する。
 - ① 流入側の管口
 - ② 流出側の管口
 - ③ 圧送管の吐出し口
 - ④ マンホール内の側面状況

⑤ マンホール蓋の裏面

⑥ マンホール蓋の摩耗等の計測

7. 成果の所有等

点検に伴って得られた資料及び成果は当市の所有とする。また、点検の成果等は、当市の承諾なしに公表しないこと。

8. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により担当者が、受注者に対し、担当者の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。
- (2) 協議とは、担当者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (3) 通知とは、当市又は担当者と受注者の間で、点検業務に関する事項について、書面をもって互いに知らせることをいう。
- (4) 承諾とは、受注者側の発議により受注者が当市に報告し、担当者が了解することをいう。
- (5) 報告とは、受注者が担当者に対し、点検業務又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (6) 提出とは、受注者が担当者に対し、点検業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (7) 受理とは、提出された書面を担当者が受け取り、内容を把握することをいう。
- (8) 書面とは、手書き、印刷物等による打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとする。

9. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、点検業務を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則など、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- ① 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び同法関連法規
- ② 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）及び同法関連法規
- ③ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び同法関連法規
- ④ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び同法関連法規
- ⑤ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び同法関連法規
- ⑥ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）及び同法関連法規
- ⑦ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）及び同法関連法規
- ⑧ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び同法関連法規
- ⑨ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）及び同法関連法規
- ⑩ 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）及び同法関連法規
- ⑪ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び同法関連法規
- ⑫ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）及び同法関連法規
- ⑬ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）及び同法関連法規
- ⑭ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び同法関連法規
- ⑮ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び同法関連法規に関する法律
- ⑯ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）及び同法関連法規
- ⑰ 酸素欠乏症等防止規制（昭和 47 年労働省令代 42 号）及び同法関連法規
- ⑱ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び同法関連法規
- ⑲ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び同法関連法規
- ⑳ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）及び同法関連法規

（２）使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。

（３）適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

10. 提出書類

（１）受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けた

うえ点検業務に着手すること。

- ① 業務着手届
- ② 工程表
- ③ 職務分担表
- ④ 緊急連絡届
- ⑤ 点検業務計画書
- ⑥ 酸素欠乏危険作業主任者届

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと。)

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。

(3) 点検業務が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。

- ① 完了届
- ② 出来高調書
- ③ 点検記録写真帳 (第1章「16. 作業記録写真」による。)
- ④ 完了図書1式 2部 (第3章「3. 報告書」による。)

(4) 前記各項のほか、担当者が指定する書類を指定期日までに提出すること。

1 1. 打合せ簿

- (1) 受注者は、打合せ簿を遅延なく提出しなければならない。
- (2) 打合せ簿の書式は、任意とする。
- (3) 点検実施にあたり、当市からの指示、協議、通知、承諾、報告、提出及び請負者からの協議、通知、承諾、報告、提出等については、原則として打合せ簿により行う。なお打合せ簿は2部作成し、双方が確認後それぞれ1部を保管する。

1 2. 官公署等への手続き

受注者は、契約締結後、道路において人・車両の通行に支障となる作業が想定される場合には、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

1 3 . 現場体制

(1) 点検業務で異常を確認した場合は、遅滞なく、その内容を担当者に報告すること。

(2) 受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい点検を行わせ、かつ、熟練を要する点検業務には、相当の経験を有する者を従事させること。

(3) 受注者は、適正な点検の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

1 4 . 損害賠償及び補償

(1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに担当者に報告し、対応について協議するとともに、すみやかに原状復旧すること。

(2) 受注者は、点検にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

1 5 . 工程管理

(1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。

(2) 予定の工程表と、実績とに差が生じた場合は、必要な措置を講じて、点検の円滑な進行を図ること。

1 6 . 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、点検記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、点検記録写真帳に整理し、完了届に添付して担当者に提出すること。

(1) 撮影は、安全管理の状況、点検作業の状況のほか、担当者が指定する内容について行うこと。

(2) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板（もしくは電子黒板）を入れて撮影すること。

(3) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合せること。

(4) 写真は、原則としてカラー撮影とすること。

1 7 . 環境への配慮

「南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。」

第2章 安全管理

1. 一般事項

(1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規制、並びに建設工事公衆公害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

(2) 点検業務中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。

(3) 事故防止を図るため、安全管理については、点検計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

(1) 受注者は、点検業務に従事する者に対して、定期的に当該点検に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。

3. 労働災害防止

(1) 現場環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、点検業務に従事する者の安全を図ること。

(2) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

(3) 点検業務中、酸素欠乏空気や有害ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、担当者及びその他関係期間に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。

4. 公衆公害防止

(1) 点検業務中は、常時現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通等に配慮し、現場の保安対策を十分講ずること。

(2) 現場や調査員には、下水道管路施設巡視中または点検中であることを標識やゼッケン等により明示し、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

(3) 点検区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。

(4) 点検業務に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによ

るほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

(5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を担当者に提出すること。

5. その他

(1) 受注者は、点検業務にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

(2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに担当者及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。

(3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章 点検工

1. 一般事項

(1) 受注者は、点検計画書に点検箇所や順序等を定め、事前に担当者に報告したうえで、点検業務に着手すること。

(2) 受注者は、点検業務にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

(3) 担当者が事故防止上危険と判断した場合は、点検業務の一時中止を命ずることがある。

(4) 点検業務終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

2. 点検工

(1) 点検業務計画書

受注者は、点検にあたり、事前に次の事項を記載した点検計画書を提出すること。

① 点検概要

② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）

③ 点検業務計画（カメラ装置等使用機器、点検方法、実施工程等）

④ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策

等)

⑤ その他 担当者の指示する事項

(2) 点検機材

点検業務に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(3) 点検時間

地上交通に支障となる作業を行う場合には、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) 点検業務

点検業務は、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、侵入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、インバートの洗掘、土砂等の堆積、接続管きよの管口等の状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき、蓋違い等について、調査員が地上からの目視によって異常の有無を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影（カラー）は、点検年月日、点検場所、異常内容等を明記した黒板（もしくは電子黒板）を入れて行い、マンホール1箇所当たり5枚以上を標準とする。

点検項目とその内容を以下に示す。

1) 下水の流下及び堆積状況：①管内沈殿物の状況、②管内不法投棄、③流下物による閉塞等

2) 施設の状況：①管内の破損や不同沈下、②マンホール蓋の据付け不良や破損、③漏水・浸水等

3) その他：①悪質汚水、危険性ガスの有無、②異常臭気、③不正使用や不法占拠、④公共用水域への汚水の流出

3. 報告書

(1) 点検結果は、マンホール点検記録表により、報告書を作成し、提出すること。

(2) 提出する成果品は、次のとおりとする。

①報告書

②写真帳

③その他の担当者の指示するもの。

別表1 点検箇所一覧

No.	占用箇所	管種	占 用 の 場 所		マンホール基数	備考
1	国道	污水管	南相馬市 原町区 日の出町	地内	9 基	R3年度占用更新箇所
2	国道	污水管	南相馬市 原町区 日の出町	地内	1 基	R3年度占用更新箇所
3	国道	污水管	南相馬市 原町区 日の出町	地内	4 基	R3年度占用更新箇所
4	国道	污水管	南相馬市 原町区 日の出町	地内	1 基	R3年度占用更新箇所
5	国道	污水管	南相馬市 原町区 日の出町	地内	1 基	R3年度占用更新箇所
6	国道	特別都市下水路	南相馬市 原町区 日の出町	地内	2 基	R3年度占用更新箇所
7	国道	污水管	南相馬市 鹿島区 鹿島字千倉36番	地先	2 基	R3年度占用更新箇所
8	県道	污水管	南相馬市 原町区 高見町2-133-1	地先	～ 南相馬市 原町区 大字上渋佐字原田193	地先
9	県道	污水管	南相馬市 原町区 小川町409	地先	2 基	H28年度占用更新箇所
10	県道	污水管	南相馬市 原町区 桜井町一丁目286	地先	2 基	H28年度占用更新箇所
11	県道	污水管	南相馬市 原町区 高見町一丁目150-4	地先	1 基	H28年度占用更新箇所
12	県道	污水管	南相馬市 小高区 東町一丁目142	地先	～ 南相馬市 小高区 東町一丁目142-5	地内
13	県道	污水管	南相馬市 小高区 本町2-70	地先	1 基	H28年度占用更新箇所
14	県道	污水管	南相馬市 鹿島区 浮田字楸木沢	地先	～ 南相馬市 鹿島区 浮田字一丁目	地内
15	県道	雨水	南相馬市 鹿島区 小池字台畑27-1	地先	1 基	H28年度占用更新箇所
16	県道	污水管	南相馬市 鹿島区 南屋形字荒屋前54	地先	4 基	H28年度占用更新箇所
17	県道	污水管	南相馬市原町区錦町三丁目地内、栄町二丁目地内～東町二丁目地内 南相馬市原町区栄町一～三丁目地内 南相馬市原町区本町二～三丁目地内		7 基	R3年度占用更新箇所
18	県道	污水管	南相馬市原町区国見町一丁目36-2、国見町三丁目80-3、南相馬市上町三丁目88-2、南町三丁目2-2 南相馬市原町区上町三丁目8-36地先		7 基	R3年度占用更新箇所
19	県道	污水管	南相馬市原町区南町四丁目地内		8 基	R3年度占用更新箇所
20	県道	污水管	南相馬市原町区三島町一丁目34-2～二丁目179-2,180-2 南相馬市原町区西町三丁目68-2地先～3-3地先		12 基	R3年度占用更新箇所
21	県道	污水管	南相馬市原町区南町一丁目155-2～南町二丁目168-2 南相馬市原町区南町一丁目78-2 南相馬市原町区南町二丁目168-2		16 基	R3年度占用更新箇所
22	県道	污水管	南相馬市原町区大町二丁目57-2 南相馬市原町区錦町三丁目100-2 南相馬市原町区栄町二丁目13-2番地先～大町二丁目138-2番地先 南相馬市原町区東町一丁目49-2～78-1番地先		13 基	R3年度占用更新箇所
23	県道	污水管	南相馬市原町区高見町二丁目57-7 南相馬市原町区上渋佐字原田129-2、140-2、182-3		2 基	R3年度占用更新箇所
24	県道	污水管	南相馬市原町区三島町三丁目24-5地先～23-2地先 南相馬市原町区三島町三丁目24-5地先～55-2地先		2 基	R3年度占用更新箇所
25	県道	污水管	南相馬市原町区青葉町二丁目地内 南相馬市原町区旭町二丁目27番地先～1番地先		6 基	R3年度占用更新箇所
26	市道	污水管	錦町幹線（原町区橋本町二丁目地内外）		44 基	幹線の一部(路線番号1～23、37～39)
27	市道	污水管	国見第1幹線（原町区大木戸字松島地内外）		21 基	
28	市道	污水管	国見第2幹線（原町区本陣前二丁目地内外）		33 基	
29	市道	污水管	小川伏越幹線（原町区小川町地内）		7 基	幹線の一部(路線番号1～4)
30	市道	污水管	西町幹線（原町区三島町一丁目88-4）		1 基	幹線の一部(路線番号8)
31	市道	污水管	本町第2幹線（原町区本町一丁目地内外）		8 基	幹線の一部(路線番号5～8)
32	市道	污水管	本町第3幹線（原町区仲町二丁目地内外）		11 基	
33	市道	污水管	高見第1幹線（原町区萱浜字巢掛場地内外）		31 基	幹線の一部(路線番号5～15)
計					280 基	

国道・県道の点検の日進量については20基/日、市道の点検については25基/日を想定している。